省　　令

○厚生労働省令第三十七号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百十条及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第三十三条の規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の四第二項第五号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　被保険者等の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類

第二条　国民年金法施行規則の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項第二号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　受給権者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「控除対象扶養親族」という。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類

第四十一条第三項第一号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　受給権者の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類

第七十七条の三第二項第三号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　申請者等の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類

第七十七条の四第二項第五号ロ中「所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）」を「控除対象扶養親族」に改める。

様式第三号（表面）中

（うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数　　人） （うち特定扶養親族の数　　人）
（うち老人扶養親族の数　　人） （うち特定扶養親族の数　　人）

を

（うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数　　人） （うち特定扶養親族の数　　人） （うち控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の数　　人）
（うち老人扶養親族の数　　人） （うち特定扶養親族の数　　人） （うち控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の数　　人）

に改める。

様式第三号（裏面）㋑の欄中「並びに特定扶養親族の数」を「、特定扶養親族の数並びに控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の数」に、「と特定扶養親族の数」を「、特定扶養親族の数及び控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の数」に改め、同様式（裏面）添付書類1㈡中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類

様式第三号（裏面）添付書類2㈠中「ロ及びハ」を「ロからニまで」に改め、同様式（裏面）添付書類2㈡中「ロ及びハ」を「ハ及びニ」に改める。

（老齢福祉年金支給規則の一部改正）

第三条　老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　受給権者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類

（うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数　　人） （うち特定扶養親族の数　　人）

を

（うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数　　人） （うち特定扶養親族の数　　人） （うち控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の数　　人）

に改める。

様式第一号（表面）㋺の欄中「並びに特定扶養親族の数」を「、特定扶養親族の数並びに控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の数」に改め、同様式（裏面）添付書類2中③を④とし、②を③とし、⑴の次に次のように加える。

⑵　控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類

様式第一号（裏面）添付書類3中「特定扶養親族」の下に「又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）」を加え、「⑵及び⑶」を「⑶及び⑷」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第二号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　請求者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類